環境創出行為に係る消防関係施設等計画書

年 月 日

(夕已	九)	
秦	里	ř	市	長

申	請	者	住	所			
			氏	名			
			雷話	番号	()	

事前協議により次のとおり環境創出行為に係る消防関係施設の計画書を提出します。

環境創出行為の名称	事削 協議によりの	いとわり	垛児別山1	一つの	かる (用)	刀斛水旭	政の計	画音	どだ	耳しま	· 9 o			
環境創造行為の目的 環境創出区域の面積	環境創出行為の名類	 弥			環境創	出行為区	区域の比	也番						
環境創造行為の目的 環境創出区域の面積														
PT PT PT PT PT PT PT PT									ほか	7	筆			
PT PT PT PT PT PT PT PT	理論創造行為の日常	ı/л			理倍創									
消 火 栓 防 火 水 槽 □ 地 下 式 取付配管 □ 二次製品 (I・II・III)型 □ 地 上 式 即付配管 □ 現場打ち □ その他()) 設 置 基 数 容 量 設置基数 採 水 □ 基 m³ 基 有・無	探究店1211111111111111111111111111111111111	1.)			炒炒 店!		ノ田/1貝							
消 火 栓 防 火 水 槽							平力	ラメー	トル	,	区	画		
□ 地 下 式 取付配管 □ 二次製品 (I・II・III)型 □ 現場打ち □ その他()) 設 置 基 数 容 量 設置基数 採 水 □ 基 m³ 基 有・無 完成後市移管道路を含む)に設置し、完成後、秦野市に移管する。 □ 完成後、用地を含み秦野市に移管する。 □ 消防法第21条の消防水利指定を承諾し、事業主管理とする。 □ 消防施行規則別表第1の4の水利標識を設置する。 はしご車着てい場所(予定建築物の概要) 用 途 階 数 最高の高さ 最高の軒の高さ地上路中地下路 ではまする。 地上路上路上路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路路		淮	Í	防	水		利							
□ 地 上 式	消	火	栓			防	火	7	水	相	†			
設置基数 容量 設置基数 採水口 基 水 資 基 有・無 完成後の維持管理等 理等 公道(完成後市移管道路を含む)に設置し、完成後、秦野市に移管する。 完成後、用地を含み秦野市に移管する。 消防法第21条の消防水利指定を承諾し、事業主管理とする。 消防施行規則別表第1の4の水利標識を設置する。 はしご車着てい場所(予定建築物の概要) 用途 数量高の高さ量高の軒の高さ地上度地下路 最高の軒の高さ地上度地下路 地上階地下路 地下路 大路 地下路 大路 大路 有・無日 区域内専用確保日 2 隣接公道使用日 3 その他	□ 地 下 式	取作	加管			二次製品	1 (I	· II ·	Ш)	型				
基 m³ 基 有・無 完成後の維持管理等 公道(完成後市移管道路を含む)に設置し、完成後、秦野市に移管する。 完成後、用地を含み秦野市に移管する。 消防法第21条の消防水利指定を承諾し、事業主管理とする。 消防施行規則別表第1の4の水利標識を設置する。 はしご車着てい場所(予定建築物の概要) 用途 階数 最高の高さ 最高の軒の高さ 地上地下階 m m 着てい場所の数 設定位置 置 有・無 1 区域内専用確保 2 隣接公道使用 3 そのの他	□地上式			mm		現場打ち		その	他()		
完成後の 維持管理等 公道(完成後市移管道路を含む)に設置し、完成後、秦野市に移管する。 完成後、用地を含み秦野市に移管する。 消防法第21条の消防水利指定を承諾し、事業主管理とする。 消防施行規則別表第1の4の水利標識を設置する。 はしご車着てい場所(予定建築物の概要) 用途階数最高の高さ最高の軒の高さ地上階地下階階mmmm 地下階地下階に 地下階 市 面 着てい場所の数設定位置 定位置 有・無 1 区域内専用確保 2 隣接公道使用 3 その他	設 置	基基	数		容	量	設問	置基数	ζ	採	水	П		
完成後の 維持管理等 公道(完成後市移管道路を含む)に設置し、完成後、秦野市に移管する。 完成後、用地を含み秦野市に移管する。 消防法第21条の消防水利指定を承諾し、事業主管理とする。 消防施行規則別表第1の4の水利標識を設置する。 はしご車着てい場所(予定建築物の概要) 用途階数最高の高さ最高の軒の高さ地上階地下階階mmmm 地下階地下階に 地下階 市 面 着てい場所の数設定位置 定位置 有・無 1 区域内専用確保 2 隣接公道使用 3 その他														
□ 公道 (完成後市移管道路を含む) に設置し、完成後、秦野市に移管する。 □ 完成後、用地を含み秦野市に移管する。 □ 消防法第 2 1 条の消防水利指定を承諾し、事業主管理とする。 □ 消防施行規則別表第 1 の 4 の水利標識を設置する。 はしご車着てい場所 (予定建築物の概要) 用 途 階 数 最高の高さ 最高の軒の高さ 地 上 階 m 地 下 階 m m 着てい場所の数 定 位 置 有 ・ 無 1 区域内専用確保 2 隣接公道使用 3 そ の 他			1	甚		m³		基	÷	有	• 2	無		
□ 完成後、用地を含み秦野市に移管する。 □ 消防法第21条の消防水利指定を承諾し、事業主管理とする。 □ 消防施行規則別表第1の4の水利標識を設置する。 はしご車着でい場所(予定建築物の概要) 用 途 階 数 最高の高さ 最高の軒の高さ 地 上 階 地 下 階 m m 地 下 階 m m 着てい場所の数 定 位 置 有 ・ 無 1 区域内専用確保 2 隣接公道使用 3 そ の 他	氕	E 成	後(の 着	淮 扌	寺 管	理	<u> </u>	等					
□ 消防法第21条の消防水利指定を承諾し、事業主管理とする。 □ 消防施行規則別表第1の4の水利標識を設置する。 はしご車着てい場所(予定建築物の概要) 用 途 階 数 最高の高さ 最高の軒の高さ 地 上 階 m m m 着てい場所の数 定 位 置 有 ・ 無 1 区域内専用確保 2 隣接公道使用 3 そ の 他	□ 公道(完成後)		各を含む)	に設置	し、完	成後、秦	髪野市!	こ移管	する	00				
□ 消防施行規則別表第1の4の水利標識を設置する。 はしご車着でい場所(予定建築物の概要) 用 途 階 数 最高の高さ 最高の軒の高さ 地 上 階 m m 着てい場所の数 定 位 置 有 ・ 無 1 区域内専用確保 2 隣接公道使用 3 そ の 他	□ 完成後、用地	を含み秦野	予市に移管	する。										
はしご車着てい場所 (予定建築物の概要) 用 途 階数 最高の高さ 最高の軒の高さ 地上地下階地でする m m m 着てい場所の数 設定位置 で 位置 有・無 1 区域内専用確保 2 隣接公道使用 3 その 他	□ 消防法第21 €	条の消防力	利指定を	承諾し	、事業	主管理と	する。							
用 途 階 数 最高の高さ 最高の軒の高さ 地 上 階 m m 地 下 階 m m 着てい場所の数 設 定 位 置 有 ・無 1 区域内専用確保 2 隣接公道使用 3 そ の 他	□ 消防施行規則別	別表第10	04の水利	標識を	設置す	る。								
地上 階 m m 地下 階 m m 着てい場所の数 設定 位置 有・無 1 区域内専用確保 2 隣接公道使用 3 その 他		はし	ご車着てい	ハ場所	(予定)	建築物の	概要)							
地下 階 m 着てい場所の数 設定位 置 有・無 1 区域内専用確保 2 隣接公道使用 3 その他	用途	用途階数				最高の高さ					最高の軒の高さ			
着てい場所の数設定位置有 ・ 無1 区域内専用確保2 隣接公道使用3 そ の 他		地上		階										
有 · 無 1 区域内専用確保 2 隣接公道使用 3 そ の 他		地下		階			m				1	m		
	着てい場所の数		Ē	<u></u>	定	,	位	Ī	置					
	有 ・ 無	1 区域	成内専用確	保	2 隣	接公道使	巨用	3	そ	\mathcal{O}	1	也		
曰//1 □ □//1 □ □//1	箇所		籄	所		筐	ᇑ				笛	折		

太枠のみ記入

環境創出行為に係る消防関係施設計画書を受理するとともに承認してよろしいでしょうか。 □ なお、事業主管理の防火水槽については、消防法第21条の規定により水利指定の依頼文									消	f D	5 ~	昏	号			
を通知し	ます。															
決裁区分	消	防	長	課	長	課長代理	班	員	担	当	公印使用	分	類	3 .	• 5	• 0
												起	案	•	•	•
												決	裁	•	•	•
												施	行	•	•	•

添付図書

- 1 環境創出行為案内図・位置図 (明細地図等に記入。)
- 2 現況図・公図
- 3 土地利用計画図(消防関係施設ごとに着色のこと。) (消火栓・防火水槽・) はしご車着てい場所
- 4 造成計画平面図・断面図
- 5 建物平面図・立面図・断面図
- 6 消火栓構造図(取り付け配管の位置・口径関係を含む。)
- 7 防火水槽構造図
- (1) 二次製品・・・型式認定証の写し(財団法人日本消防設備安全センター発行)・側面図・平面図・断面図
- (2) 現場打ち・・・構造計算書(耐圧20トン仕様)・側面図・平面図・断面図 ※ 採水口を設ける場合は、配管図(エアー抜きを含む。)
- 8 はしご車着てい場所 地盤支持力(耐圧 2 0 トン以上)及び進入路等に関する図書(公道設定の場合は除く。)

消防法抜粋

(消防水利の指定、標識の掲示、水利変更等の事前届出)

- 第21条 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。
- 2 消防長又は消防署長は、前項の規定により指定した消防水利には、総務省令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。
- 3 第1項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄 消防長又は消防署長に届け出なければならない。
 - 解説 【消防の用に供し得る水利】自然水利、人工水利のいかんを問わず、私有の池、 井戸、泉水等で消防の用に供することができ、かつ、公共的なものとなし得るこ とができるものをいう。

間間

第44条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

15 第21条第3項の規定による届出をしないで消防水利を使用不能の状態に置いた者